

建設経済常任委員会（3月13日）

開会（8：57）

○池谷委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

議案審査に入る前に、議員の改選後初めての委員会となりますので、この際、順次委員のほうから自己紹介をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（各委員自己紹介）

○池谷委員長 暫時休憩する。

閉会（8：58）

開会（10：04）

○池谷委員長 会議を再開する。

交流推進部所管の議案の審査に入る。

議第5号「平成31年度焼津市温泉事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 今、温泉施設維持管理費の中に、新しい井戸のほうの調査費も含んでいますよと、それは幾らぐらいかかるんですかね。

○石原観光交流課長 こちらは委託料で計上しているんですけども、調査費というよりも、温泉をくみ上げた後、給湯するために地上に貯湯槽ですとか、送るための設備をまた設けなければならぬんですけども、そちらの設計費として、金額としては、今、500万円の計上をさせていただいております。

○杉崎委員 それじゃ、掘って、今やっているというのは、市の予算の中に、どこかに出てくるんですかね。交流推進部ですか。

○石原観光交流課長 温泉の掘削についてはまだ手をつけてございませんで、実は今年度の予算で現在どこが掘削に適する場所かというところの調査を今してございます。それが年度内、今月中に仕上がってきまして、それを踏まえて、まず掘削場所の決定をしていきたいと思っています。

掘削については、実は今、東海ガスさんと協議をさせていただいてございまして、東海ガスさんに掘っていただくような形でできないかということで協議をしておりますので、来年度予算の中に今のところ市のほうで掘削するという予算を計上してはございません。

ただ、申し上げましたように、その後、地上に出てきた後は市のほうでやらせていただくということで、その設計費用を計上しているところでございます。

○池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第5号「平成31年度焼津市温泉事業特別会計予算案」は全会一致、原案

のとおり可決すべきものと決定

- 池谷委員長 議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第8号）案」中、交流推進部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 今回の雨漏りのための壁防水の必要がなくなったのでということだったんですけども、そうすると屋根だけ直す事業に、補修になったということですか。
- 松永スポーツ課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、屋根の防水工事のほうを行った中で、壁の部分については影響がないという判断ができたものですから、これを減額させていただくということになります。
- 杉崎委員 雨漏りの場所は特定できず、結局雨漏りは直ったんですかということが1つね。

もう一つ、今後も引き続き、雨漏りというのは非常に難しいものだから、大雨が降ったり何かしたときでないと確認がなかなかとれないので、そのときに雨漏りしたらまたそこで調査して、原因がわからないまでも、その原因に近づいてきたら、補正予算として修理のお金が出てくる可能性は十分にまだあるということで捉えていいのか、その2つ。

- 松永スポーツ課長 今年度の当初の工事予定でございました雨漏り対策工事ですが、基本的に、まず、屋根の部分で大きなひび割れ等がございましたので、そこから室内のほうになだれ込んでくる状況がございましたので、そちらをまず対応させていただきました。期間中といたしますか、この夏から秋にかけて、かなりの台風の接近がございまして、いわゆる横殴りの雨等がございまして、その状況を見ながら壁の影響もあわせて見たところ、結果的にそこには影響がなかったということでございましたので、減額ということになります。

今後、また大雨等によりまして、雨漏りがどうしても出てしまうという状況になれば、また補正予算等の対応も考えさせていただくような事態になるかとは思いますが。

以上でございます。

- 杉崎委員 結果的には、現状では直っているということですか。
- 松永スポーツ課長 直っています。
- 池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第8号）案」中、交流推進部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 池谷委員長 議第25号「焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 今回、消費税率のアップの施行にあわせてということで、このような幾つも使用料とか手数料の条例が出てきまして、きのうの委員会でも幾つかありまして、私もそのまま消費税アップであればということで賛成はしたんですけども、もし部のほうで例えば、消費税といいますと、何か物を購入して、それに対してというものが一般的で、もちろん今までも消費税アップに応じてこのように改正は重ねられてきたものだと思うんですけども、実際にこれが消費税としてどのように計上されてその後というようなことはきちんとなっているとは思んですけども、全国でこのように条例が出されている中で、本当はそれ、消費税に当たらないのではないかというような議論もされていたのかなとも思うんですけども、その辺は何かそういった話というのはありましたか。例えば、便乗値上げ的にされているんじゃないかというような。どうですか。
- 飯塚交流推進部長 秋山委員にお答えします。

消費税につきましては、消費税法に基づきまして、こちらの位置づけがございます。特に市役所の行うものにつきましては、サービスの提供というところで消費税が課されるという形で、使用料、手数料につきましては課されるという形のものでございます。

ただ、一般企業と違いますのは、仕入れに対する消費税、それから、収入に対する消費税という形で、一般企業さんは納付という形になりますが、市の公益的なサービスの提供につきましては、消費税法の特例としまして、仕入税額と売上税額につきましてはイコールという形でありますので、納付についてはないという形でございますので、当然今回の支出に関する仕入れにつきましては、市役所につきましては消費税のアップ分につきましては支払っておりますし、収入に対してもそれを転嫁していくという形の解釈でございます。

よって、便乗とかそういうことではなくて、適正な料金設定という形で、その部分については消費税の2%分を転嫁させていただくというものでございます。

以上でございます。

- 秋山委員 今の御説明で1点、仕入れと売り上げは同額で、例えばこの学校施設使用料の場合、仕入れというのはどういう項目で出てくるわけですか。
- 飯塚交流推進部長 こちらやはり歳出の部分になるかと思いますが、電気料であったりとか、保守点検委託料であったりとか、そういったものにつきましては8から10になってくるという形でございますので、仕入れというのは市役所でいうと歳出にかかわるものという形でございます。

以上でございます。

- 池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第25号「焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 池谷委員長 議第26号「焼津市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第26号「焼津市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」は
全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第28号「焼津市体育館条例の一部を改正する条例の制定について」を議
題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第28号「焼津市体育館条例の一部を改正する条例の制定について」は全
会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第29号「焼津市総合グラウンド条例の一部を改正する条例の制定につい
て」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第29号「焼津市総合グラウンド条例の一部を改正する条例の制定につい
て」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第30号「焼津市スポーツ広場条例の一部を改正する条例の制定につい
て」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第30号「焼津市スポーツ広場条例の一部を改正する条例の制定につい
て」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第31号「焼津市漁船員テニス場条例の一部を改正する条例の制定につい
て」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第31号「焼津市漁船員テニス場条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第39号「焼津市温泉条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第39号「焼津市温泉条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 議第42号「焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第42号「焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で交流推進部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

閉会(10:33)

開会(10:43)

○池谷委員長 会議を再開する。

議案審査に入る前に、議員の改選後初めての委員会でありますので、この際、順次私も委員のほうから自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いします。

(各委員自己紹介)

○池谷委員長 水道部所管の議案の審査に入る。

議第10号「平成31年度焼津市水道事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 大きく2点ほど質疑させていただきます。

まず、資本的収支の関係で、5ページと、今御説明の27ページの中にございますが、欄外の部分、ここで資本的収支の不足分、それについて補填しますよという中の当年度分損益勘定留保資金6億6,257万1,000円なんですけど、これ、資産上の計上というか、どこにこの数字に関するもの、該当するものが計上されているのかというのが1つ。

それともう一つは、これも資本的収支のほうの関係になるんですけど、工事請負費ということでここに計上されているんですけども、老朽管に関するものは全部この項目の中に入っていると解釈してよろしいでしょうか。老朽管に限定したら金額でどれくらいになるのかというのがわかったら教えていただきたい。

○曾根水道総務課長 まず、1点目の当年度分損益勘定留保資金でございまして、補填するというところでございまして、簡単に言いますと、ページで申し上げますと、25ページでございまして、減価償却費がございまして、イコールではないんですけども、この中で使える部分と使えない部分があるものから、25ページの減価償却費が7億7,000万円ぐらいありますね。全額、イコールではないんですけども、当然全部が現金支出を伴う伴わないがあるものから、そこら辺の関係でもって、6億6,000万円何がしの金額がここで入ると。というのは、御存じのとおり、減価償却費は現金の支出を伴いませんので、支出には載っていますけど、現金は一切出ていきませんので、それがいわゆる公営企業会計法上で補填財源になり得るということでございまして。済みません、ここの中の細かいのはイコールではないんですけども、全てではないものから。この中のやつを使用しております。

○長井水道工務課長 水道工務課長の長井です。よろしくお願ひします。

27ページ、資本的収支の支出の工事請負費の関係でございまして、老朽管の更新に関しては、工事請負費の中に全て入ってございまして。その内訳の中で、今、委員から御質疑がありました老朽管の更新については17件を予定しまして、金額的には4億3,097万8,000円を老朽管の更新工事の予定額としてございまして。

以上です。

○秋山委員 今、老朽管の更新のお話がありましたけど、一月くらい前でしたか、静岡市が老朽管の全部更新をするのに200年以上かかるというようなニュースで、それで水道料金の値上げを検討というニュースが流れて、200年かかっても、その200年前に更新したものはまたどんどん古くなっていくわけで、本当に際限がない大変な事業だなど思っていたんですけども、焼津市の場合、その辺はどのように見通しているのかということと、それに関連するかもしれませんけど、25ページのところで、上の段の委託料、水道事業ビジョン及び経営戦略策定業務、285万5,000円、これ、委託料とあるんですけども、委託先と、あとどういうビジョンとか戦略を策定していくというようなことがわかれば教えてください。

もう一点、今、こういったさまざまな工事を委託されて、出していってらっしゃいますけど、水道事業者と申しますか、そういう技術を持っている人たちがどんどん育っていないと申しますか、減っているというような話を業界の人から聞くこともありまして、や

っぱり防災的にも、こういうライフラインなものですから、部としてもそういった事業者を育てるような取り組みというの、こういった経営戦略というんですか、水道事業のビジョンの中に考慮されているのかということを確認したいと思います。

- 長井水道工務課長 まず、管路の更新の見通しということだと思んですけども、一昨年、平成29年度にアセットマネジメントの策定とあわせて焼津市水道管路の耐震化・更新計画を策定してございます。

この見通しの中では、委員がおっしゃるように、昭和40年代、高度経済成長期に設置した管が大量に更新の時期を迎えるということで、それについてはおおむね40年の見通しの中で、この10年でどういう形で進めていけばいいかということで管路の耐震化・更新計画をつくっています。更新計画につきましては、管路の重要区分、それから管路の地震の想定、それから管路の耐震診断、更新診断をして、具体的な優先順位を決めながら管路の更新をしていくという計画を立てております。

それを踏まえて、今、策定中でございますけれども、新たな平成32年からの水道事業ビジョン、経営戦略の中でお示しをしていきたいというふうに考えております。

それから、水道事業者、技術者が減っているのではないかとということではございますけれども、当然、工事発注の中で、請負業者側の技術力を高めるための監督側の立場としての指導とか、もちろん発注者側としても技術を伝承するための専門的な研修の機会を多くつくって取り組みをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 曾根水道総務課長 秋山委員の2点目のいわゆる設計、委託の関係でございますけれども、相手方の業者でございますが、東京設計事務所というところに委託をしております。これは平成30年度、本年度契約して、債務負担でもって本年度と来年度、2カ年をかけて、今、工務課長からもありましたけれども、計画を策定しております。

今現在、いわゆる一般の方々の方々の委員さんにも入っていただいて、策定業務を進めているところでございます。その中には、さっき工務課長からも話がありましたけれども、これからの人材育成等々のいろいろなビジョンを示していきたいと思います。これはさっきあったように、平成31年度末までに策定して、いわゆる今の中期経営計画、水道ビジョンが平成31年度末で終わるものですから、それに続くものとして、平成32年度から新たなビジョン、経営戦略等をお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

- 池谷委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第10号「平成31年度焼津市水道事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 池谷委員長 議第52号「焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第52号「焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で水道部所管の議案の審査は終了した。
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会(11:19)